

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年6月12日	
大阪市長 殿	
提出者	
住所 大阪府大阪市此花区島屋1-1-3	
氏名 住友電気工業株式会社	
大阪製作所長 高村 伸栄	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-6466-5620	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	住友電気工業株式会社 大阪製作所
事業場の所在地	大阪府大阪市此花区島屋1丁目1番3号
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	32：その他製造業
②事業の規模	製造品出荷額：1,200億円
③従業員数	約2800人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
・別紙の通り。			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2. 0以下の廃酸
	排 出 量	5 t	508 t
	(これまでに実施した取組)		
・ 製造方法、工程見直しによる排出量の抑制。			
・ 有価物化			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2. 0以下の廃酸
	排 出 量	5 t	502 t
	(今後実施する予定の取組)		
・ 製造方法、工程見直し、歩留まり向上による排出量の抑制。 (薬液の長寿命化による廃酸・廃アルカリの排出抑制)			
・ 有価物化、減容化。			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
・ それぞれの廃棄物について、分別を行い保管している。			
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
・ 現状維持。			

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

強酸(有害)	pH12. 5以上の廃アルカリ	廃PCB等	PCB汚染物
1 t	277 t	0.1 t	0.09 t

②計画

pH12. 5以上の廃アルカリ	廃PCB等	PCB汚染物	
274 t	0.3 t	3 t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

汚泥(基準値を超える有害物質を含む)			
1 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2. 0以下の廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2. 0以下の廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2. 0以下の廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2. 0以下の廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・予定なし		

(第3面－2)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

強酸(有害)	pH12. 5以上の廃アルカリ	廃PCB等	PCB汚染物
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

pH12. 5以上の廃アルカリ	廃PCB等	PCB汚染物	
0 t	0 t	0 t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

強酸(有害)	pH12. 5以上の廃アルカリ	廃PCB等	PCB汚染物
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

pH12. 5以上の廃アルカリ	廃PCB等	PCB汚染物	
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

汚泥(基準値を超える有害物質)			
0 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

汚泥(基準値を超える有害物質)			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2. 0以下の廃酸
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2. 0以下の廃酸
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	・予定なし		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2. 0以下の廃酸
	全 処 理 委 託 量	5 t	508 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	5 t	508 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1 t	508 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	4 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	リサイクル率の向上 処理委託業者との情報共有 定期的に処理状況の現地確認		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

強酸(有害)	pH12. 5以上の廃アルカリ	廃PCB等	PCB汚染物
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

pH12. 5以上の廃アルカリ	廃PCB等	PCB汚染物	
0 t	0 t	0 t	t

①現状

強酸(有害)	pH12. 5以上の廃アルカリ	廃PCB等	PCB汚染物
1 t	277 t	0.1 t	0.09 t
1 t	277 t	0 t	0 t
1 t	277 t	0.1 t	0.09 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0.365 t	0 t	0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

汚泥(基準値を超える有害物質を含む)			
0 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

①現状

汚泥(基準値を超える有害物質を含む)			
1 t	t	t	t
1 t	t	t	t
1 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	pH2. 0以下の廃酸
	全 処 理 委 託 量	5 t	502 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	5 t	502 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1 t	502 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	4 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	リサイクル率の向上		
	処理委託業者との情報共有及び、引続き定期的に処理状況の 現地確認を行う		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	792	t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄	電子マニフェスト導入済み。		

②計画

pH12. 5以上の廃アルカリ	廃PCB等	PCB汚染物	
274 t	0.3 t	3 t	t
274 t	0 t	0 t	t
273 t	0.3 t	3 t	t
0 t	0 t	0 t	t
1 t	0 t	0 t	t

(第6面)

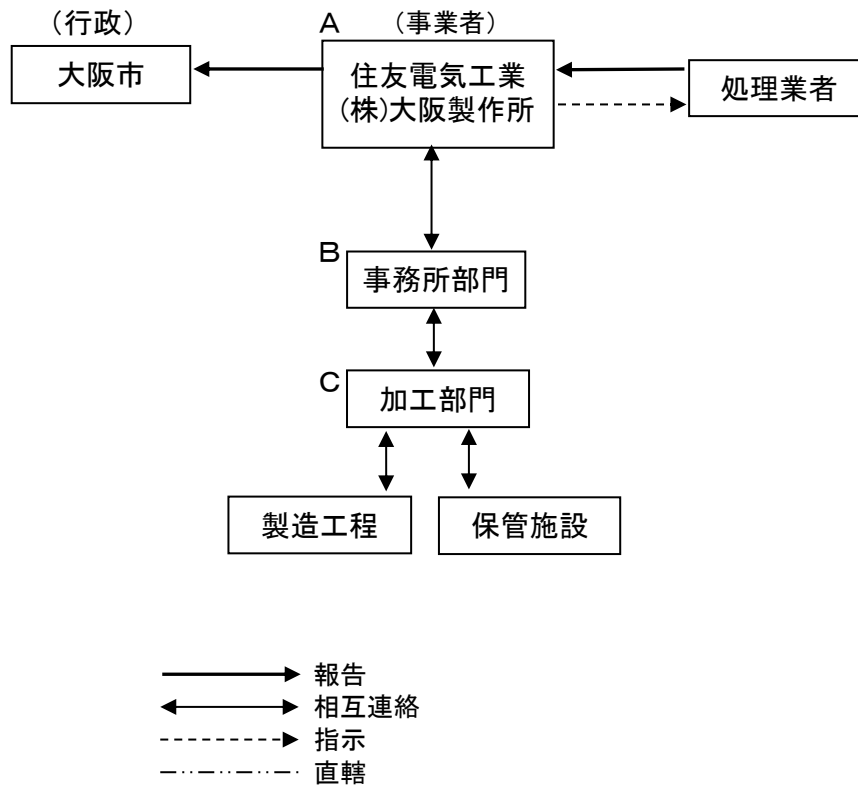
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
 - 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条第4項第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
 - 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
 - 9 ※欄は記入しないこと。

管理体制図及び各部署の役割

【管理体制図】



各部署の役割

部署	役割
A: 住友電気工業(株) 安全環境部	- 産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 - 産業廃棄物減量化等に関する検討指示 - 資源化による産業廃棄物減量化に対する企画立案 - 産業廃棄物発生から処分にいたるまでの実態把握と統計的な管理 - 処理業者との委託契約及び委託量、産業廃棄物の管理表(マニフェスト)等の管理 - 産業廃棄物の適正費用のチェック - 委託処理費の適正化のチェック - 産業廃棄物の委託費用の処理 - 委託処理施設の定期的調査 - 行政に対する申請・届出・報告等
B: 事務所部門	- 各部署間の調整及び指示 - 保管施設での保管量の把握、記録等 - 委託費用の請求処理等
C: 加工部門	- 産業廃棄物発生工程、種類毎の発生量・排出量の把握と集計 - 産業廃棄物の発生工程、種類毎の発生量、排出量及び性状等のチェック集計等 - 保管施設での保管量の適正化 - 産業廃棄物減量手法の調査研究 - 産業廃棄物処理技術の研究開発 - 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 - 新規発生産業廃棄物の分析 - 各現場の施設の維持管理点検

産業廃棄物発生工程フロー

